





「この地図は、国土地理院基の承認を得て、同院発行の2万5千分の「地形図及び数値地図 20000（地図画像）」を複製したものである。（承認番号 平16総認第133号）」

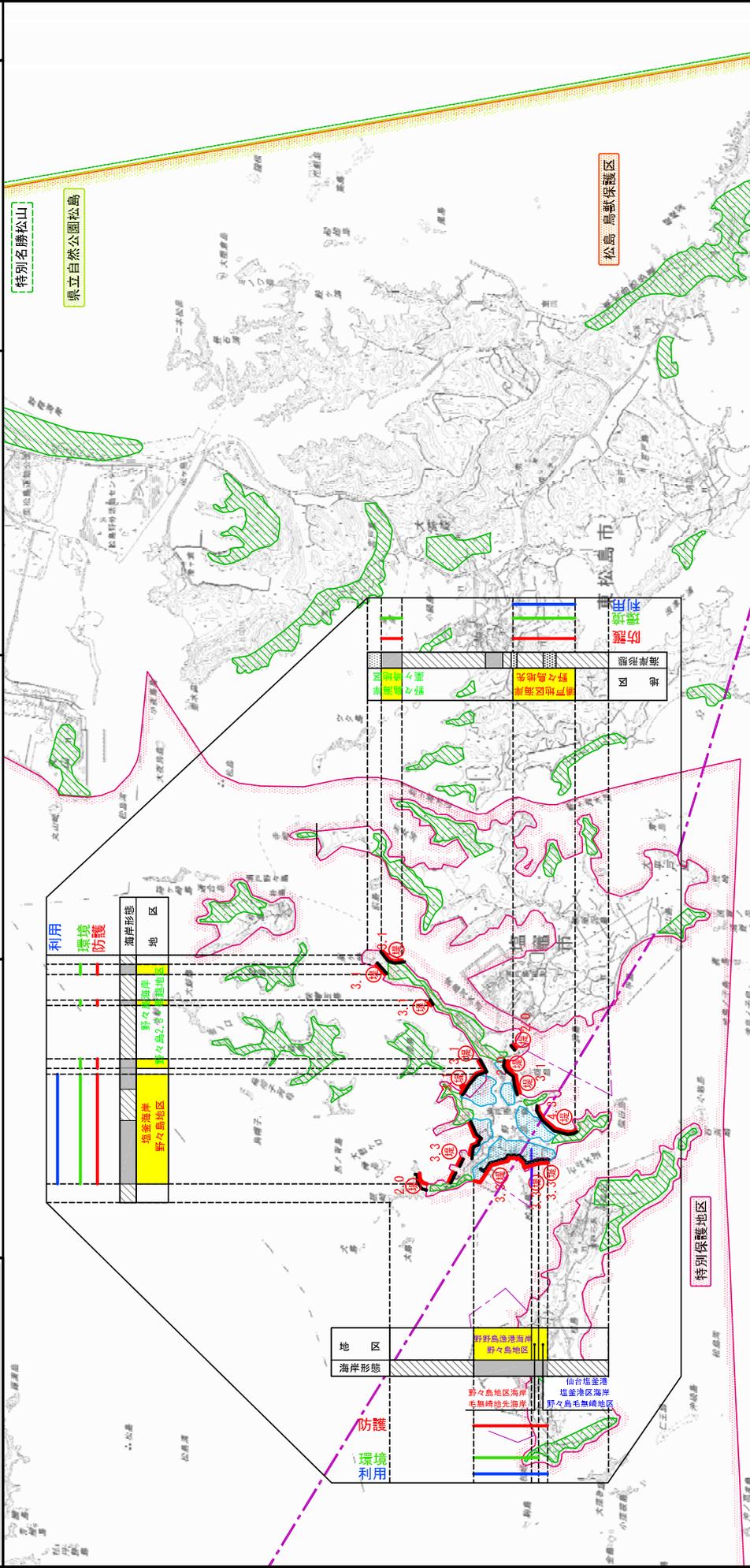
# 施設整備計画図

沿岸名  
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名  
松島湾

地先名  
松島島嶼（4）

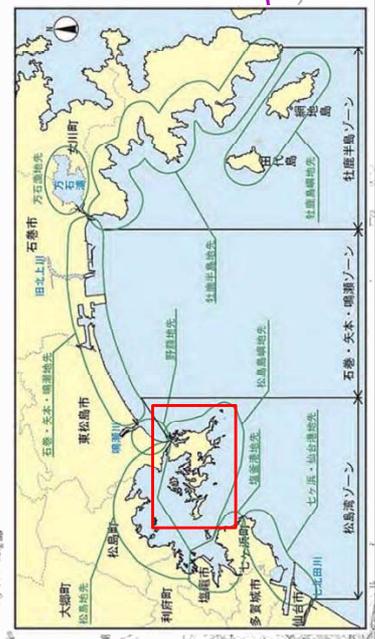
8=1:25,000  
0 500 1000 (m)



利用	環境	防備	海岸形態	地区
緑	緑	赤	黄	黄
野々島地区	野々島地区	野々島地区	野々島地区	野々島地区

地区	野々島地区	仙台塩釜港
海岸形態	野々島地区海岸	塩釜地区海岸
	毛無崎地先海岸	野々島毛無崎地区

防備線	防備線	防備線	防備線
用途	用途	用途	用途
海岸形態	海岸形態	海岸形態	海岸形態



防	海岸保全施設（現況） 海岸保全施設の種別 堤 堰防 突堤 突堤 消波堤 消波堤 防波堤 防波堤 人工海浜 人工海浜 防 兵 重要施設 受災地域
標	海岸林等 自然公園等区域 鳥獣保護区 特別保護地区 港湾・海浜等区域 砂浜 崖 その他
利	沖合施設 堤防・懸崖・海壁 消波施設 防波・潮止堰門 養兵 突堤
用	計画施設
海	7.2 計画堤防高 (T.P.m)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図及び数値地図200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平16総認 第133号）」

**施設整備計画図**

沿岸名 仙台湾（宮城地域）

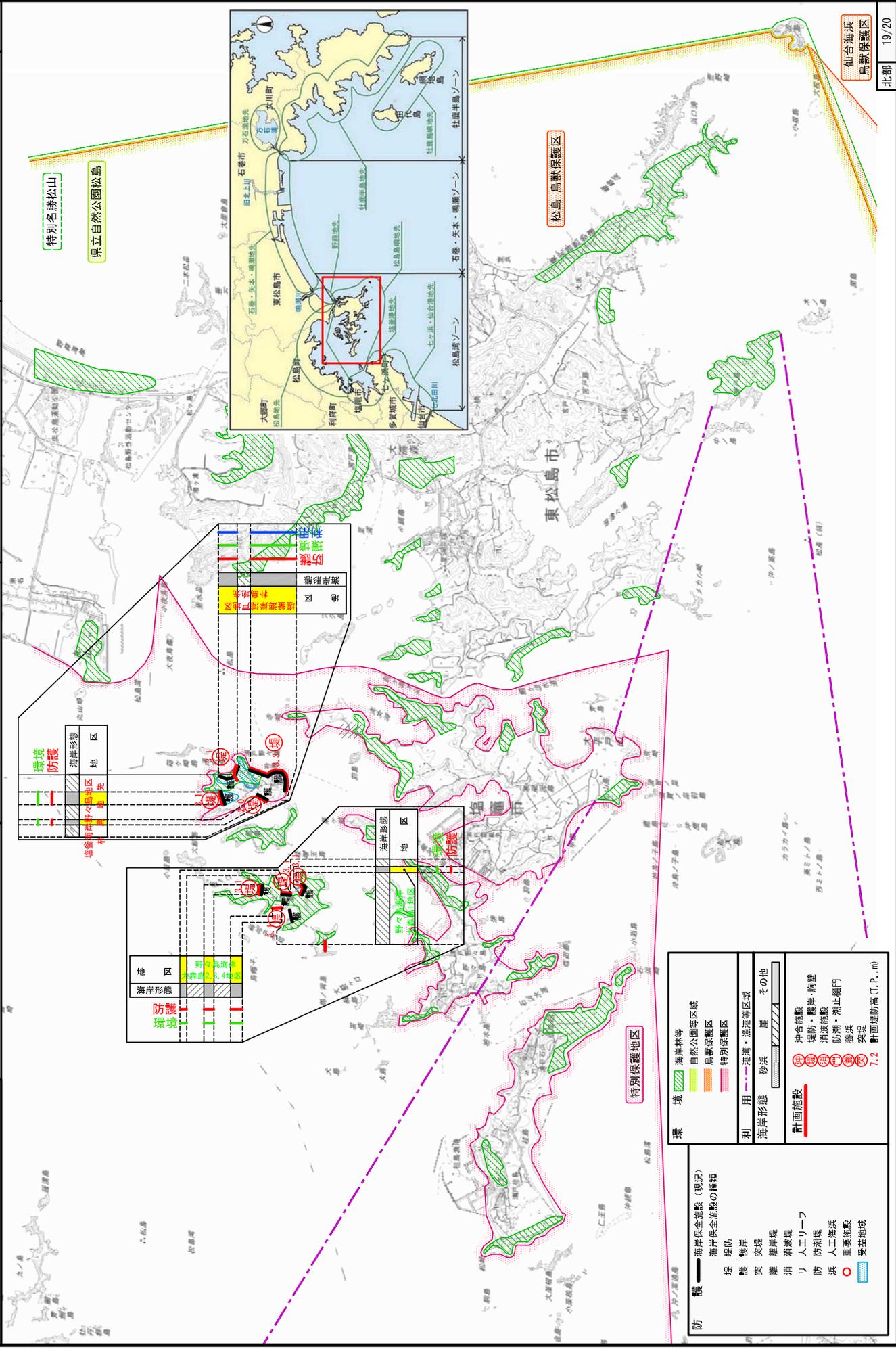
ゾーン名 松島湾

地先名 松島島嶼（5）

縮尺 8=1:25,000

0 500 1000 (m)

北



環境	海岸形態	地	区
環境保護	海岸保護	特別保護	特別保護
環境保護	海岸保護	特別保護	特別保護

環境	海岸形態	地	区
環境保護	海岸保護	特別保護	特別保護
環境保護	海岸保護	特別保護	特別保護

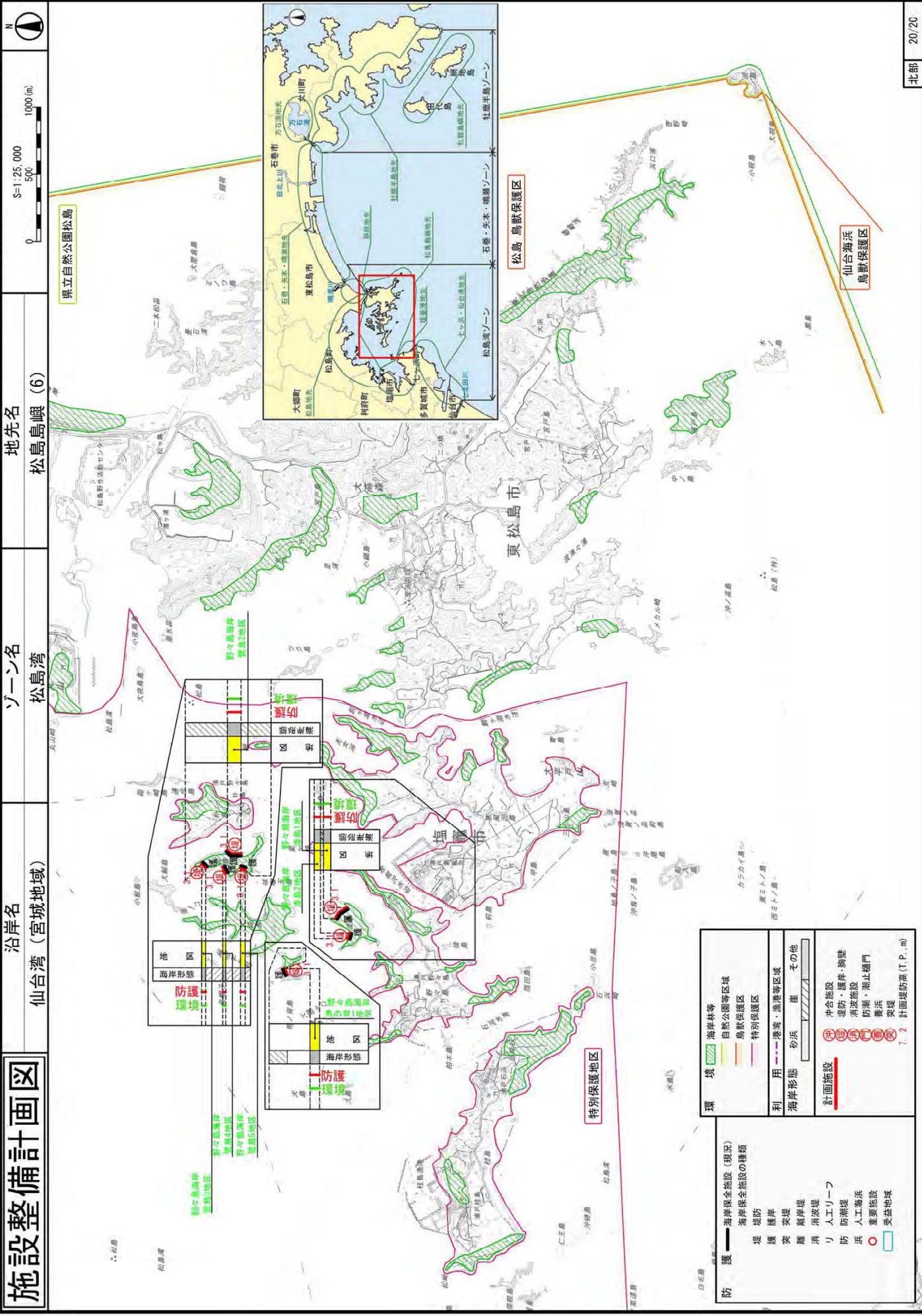
防 護	海岸保全施設（現況）	海岸保全施設の種類
	堤防	堤防
	護岸	護岸
	突堤	突堤
	離岸堤	離岸堤
	消波堤	消波堤
	防波堤	防波堤
	人工海浜	人工海浜
	重要施設	重要施設
	安基地域	安基地域
利 用	砂浜	砂浜
海 岸 形 態	崖	崖
環 境	海岸林等	海岸林等
	自然公園等区域	自然公園等区域
	鳥獣保護区	鳥獣保護区
	特別保護区	特別保護区
計 画 施 設	沖合施設	沖合施設
	堤防・護岸・胸壁	堤防・護岸・胸壁
	消波施設	消波施設
	防潮・潮止堤門	防潮・潮止堤門
	養浜	養浜
	突堤	突堤
	7.2 計画堤防高 (T.P. m)	7.2 計画堤防高 (T.P. m)

整備箇所整理表【北部 19/20】

用取 り 名	ユ ニ ツ ト	海 岸 保 全 法 第 二 次 計 画 に 掲 載 の 区 画	海 岸 名 (市 域 名 ・ 字 名 や 一 部 的 な 呼 称)	管 理 者 名	1.海 岸 の 特 性	2.防 護 水 準 (防 護 等 の 高 さ (基 準 面))			3.海 岸 で 特 に 必 要 な 点 点			4.海 岸 管 理 者 が 実 施 す る 施 策	5.海 岸 管 理 費 の 目 的	6.海 岸 保 全 施 設 整 備 要 求	7.施 設 整 備 を 行 う に あ る 地 域 に お け る 配 慮 事 項	8.海 岸 保 全 施 設 の 維 持 又 は 修 繕 の 方 法			
						基 準 面 高 さ (基 準 面)	基 準 面 高 さ (基 準 面)	基 準 面 高 さ (基 準 面)	防 護 水 準	防 護 水 準	防 護 水 準						環 境 に 対 し て の 配 慮	環 境 に 対 し て の 配 慮	環 境 に 対 し て の 配 慮
						基 準 面 高 さ (基 準 面)	基 準 面 高 さ (基 準 面)	基 準 面 高 さ (基 準 面)	防 護 水 準	防 護 水 準	防 護 水 準						環 境 に 対 し て の 配 慮	環 境 に 対 し て の 配 慮	環 境 に 対 し て の 配 慮
			浦戸海岸 朴島地先海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)	背後に、民家がある。 また、農地として利用されている。 新たな堤防の整備が必要。	3.10 (2.0.3.1)	3.30	2.00	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			野々島海岸 朴島地先海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)	背後に農地として利用されている。 新たな堤防の整備が必要。	3.10 (2.0.3.1)	-	2.0, 3.1	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			大森島海岸 I	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			大森島海岸 II	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			大森島海岸 III	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
			大森島海岸 IV	農村振興局 (宮城県)	背後に、農地がある。	3.10 (3.1.0)	-	3.10	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

防  
護  
対  
応  
: ●津波対策、○収容などの海岸保全対  
 策、△保守点検等  
 環  
境  
に  
対  
し  
て  
の  
配  
慮  
が  
必  
要  
: ●  
 一  
般  
的  
な  
配  
慮  
が  
必  
要  
: ○  
 利  
用  
対  
応  
: □

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図及び数値地図20000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平16防保、第33号）」



# 施設整備計画図

沿岸名  
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名  
松島湾

地先名  
松島島嶼（6）

8=1:25,000  
0 500 1000(m)

<b>防 護</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設（現況）</li> <li>海岸保全施設の種別</li> <li>堤防</li> <li>護岸</li> <li>突堤</li> <li>離岸堤</li> <li>消波池</li> <li>防波堤</li> <li>人工海浜</li> <li>重要施設</li> <li>受益地域</li> </ul>
<b>環 境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海岸林等</li> <li>自然公園等区域</li> <li>鳥獣保護区</li> <li>特別保護区</li> </ul>
<b>利 用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港灣・漁港等区域</li> <li>その他</li> </ul>
<b>海 岸 形 態</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂浜</li> <li>崖</li> <li>その他</li> </ul>
<b>計 画 施 設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中合施設</li> <li>堤防・護岸・胸壁</li> <li>消波施設</li> <li>防潮・潮止閘門</li> <li>養浜</li> <li>突堤</li> </ul>

7.2 計画堤防高(T.P.m)

整備箇所整理表【北部 20/20】

市町村名	整備箇所名	地名(市町村名や一帯の中心部)	管理人名	1.海岸の特性	2.防護水準		3.海岸で特に必要な観点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行うべきでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
					浪高(平均高潮時)	浪高(高潮時)	浸食	防波	浸食						防波
松島市	○	鷺島海岸Ⅱ	農村振興局(宮城県)	背後に、農地がある。	浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=155m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=48m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=85m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=63m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=97m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=121m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。	護岸 L=91m	・自然公園・鳥獣保護区に配慮する。 ・特別名勝公園の保全に特段に配慮する。	・海抜となるが日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・また、内水排除のため、出口フリップゲートの稼働及び管渠の理害に留意する。
					浪高(平均高潮時)	3.10(3.10)	-	3.10	●	●	△保守点検体制の充実、防護・保全施設の維持管理、 ◎施設施工に際しては自然環境及び景観に配慮する。	震災後の高さで補修を実施する。施設の健全度を維持、確保する。			

維持 ●特に配慮が必要  
 ●一般的に配慮が必要  
 ○  
 △保守点検等  
 利用方針: □



整備箇所整理表【南部 1/5】

用新 料名	コ ニ ツ ト	海 津 保 全 区 域 名 （市 町 村 界 定）	海 津 保 全 区 域 名 （市 町 村 界 定）	管 理 者 名	1.海岸の特性	2.防風水櫃			3.海岸で特に必要な地点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理設備目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行うべき 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
						（堤防）		設置 位置	防風 位置	埋置 位置	埋置 位置						埋置 位置
						堤防 設置位置	堤防 設置位置										
仙台市	〇	深沼地区海岸	水産庁 仙台局 (宮城県)	管後に遊路がある。 また、遊歩として利用されている。 新たな堤防の整備が必要。 砂浜の保全が必要。	6.20 (6.20)	7.20	離岸堤	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○遊歩に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎特別保護地区であるため自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防、離岸堤を整備する。	堤防 L=7900m 離岸堤 L=720m	・施設整備を行うべき地域における配慮事項 ・自然環境の保全に配慮する。	・材料運搬あり、前面の砂浜へのアクセスが考えられるため、利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に際しては、特に構造物のクラックや破損や陥没を監視する。 ・日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。 ・海水浴場であるため、日常巡視に際しては、利用者の安全に留意する。 ・日中、高潮の発生後、高潮の発生後の直ちに、5年一回程度の定検点検を実施し、適切な維持・修繕をおこなう。					
仙台市	〇	深沼漁港海岸 荒浜地区	水産庁 (仙台市)	砂浜遊歩で遊後に遊路がある。 また、遊歩として利用されている。 新たな堤防整備が必要。	6.20 (6.20)	7.20	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○砂浜環境の保全に配慮する。 □レクリエーション・漁業利用に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防を整備する。	堤防 L=830m	・砂浜環境の保全に配慮する。 ・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の直ちに、5年一回程度の定検点検を実施し、適切な維持・修繕をおこなう。 ・日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。 ・高潮の際の天端高を確保するため、臨時点検に際しては構造物の破損に留意する。					

防備対応: ●津波対策、○食事などの海岸保全対策  
 策 △保守点検算  
 環: ●特に配慮が必要  
 環: ○一般的な配慮が必要  
 利用対応: □

# 施設整備計画図

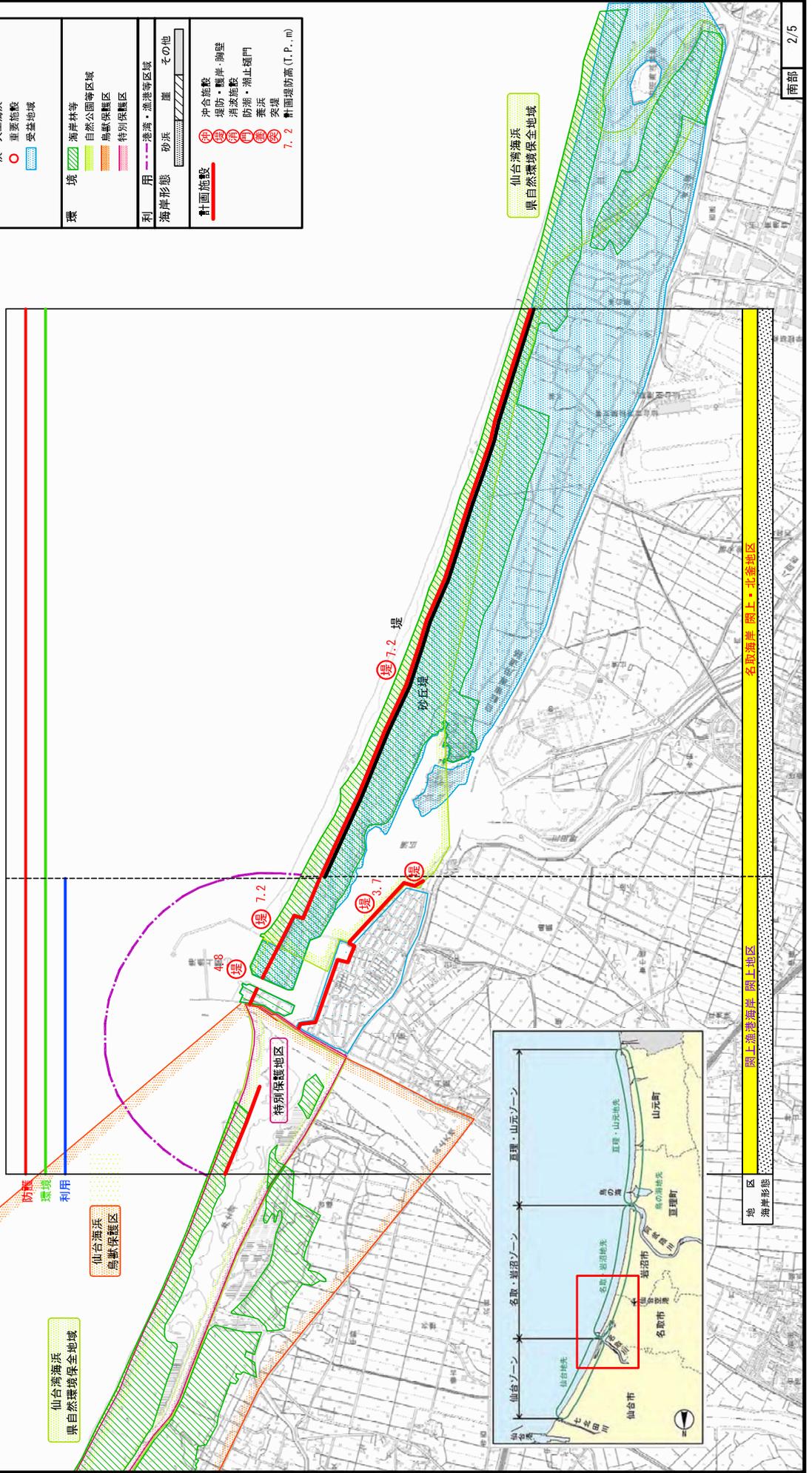
沿岸名  
仙台湾（仙台南地域）

ゾーン名  
名取・岩沼

地先名  
名取・岩沼(1)

S=1:25,000  
0 500 1000 (m)  
(平成10年10月発行)

防	海岸保全施設（現況） 海岸保全施設の種別 堤防 防波堤 突堤 離岸堤 消波堤 リニアエリーフ 防波堤 人工海浜 防波堤 重層施設 受水地域
境	海岸林等 自然公園等区域 鳥獣保護区 特別保護地区
利	用 港湾・漁港等区域 その他
海岸形態	崖 砂浜
計画施設	沖合施設 堤防・護岸・胸壁 消波施設 防波・潮止閘門 養浜 突堤 計画堤防高(T.P. m) 7.2



地区  
海岸形態  
仙台湾海浜 県自然環境保全地域  
名取海岸 亶理・山元・北谷地区

整備箇所整理表【南部 2/5】

用新 料名	コ ニ ツ ト	海 岸 保 全 区 域 の 指 定	海 岸 名 (市 域 名・字 名 や一 般 的 な 呼 称)	管 理 者 名	1.海 岸 の 特 性	2.防 風 水 準 (堤 防 の 砂 浜 の 基 準 面)				3.海 岸 で 特 に 必 要 な 観 点			4.海 岸 管 理 者 が 実 施 す る 措 置	5.海 岸 管 理 設 備 目 標	6.海 岸 保 全 施 設 整 備 概 要	7.施 設 整 備 を 行 う さ す て の 地 域 に お け る 配 慮 事 項	8.海 岸 保 全 施 設 の 維 持 又 は 修 繕 の 方 法
						堤 防 高 度 (堤 防 頂 上 高)	堤 防 高 度 (堤 防 頂 上 高)	堤 防 高 度 (堤 防 頂 上 高)	堤 防 高 度 (堤 防 頂 上 高)	防 風 保 全 要 素	防 風 保 全 要 素	防 風 保 全 要 素					
						旧 計 画 高 (防 風 施 設 高)	新 計 画 高 (防 風 施 設 高)	新 計 画 高 (防 風 施 設 高)	新 計 画 高 (防 風 施 設 高)	防 風 保 全 要 素	防 風 保 全 要 素	防 風 保 全 要 素					
		○	限上漁港海岸 限上地区	水産庁 (宮城県)	背後に、農地、民家及び道路が覆 旧する予定。新たな堤防整備が必 要。	6.20 (-)	3.70、4.80、 7.20	-		●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮す る。 □レクリエーション・漁業利用に配慮する。	天端高TP+3.70m、+4.80m、 +7.20mの堤防を整備する	護岸L=1380m(TP+3.7m) 堤防L=360m(TP+4.8m) 堤防L=570m(TP+7.2m) 堤防L=440m(TP+7.2m)	・施設整備を行うまでの 地域における配慮事項	・漁業利用されている海岸であるため、利用者の安全に配 慮し、日常巡視や臨時点検に際しては、特に構造物のク ラック、破損や歪みを確認し、必要に応じて点検計画を 作成して定期的に実施し、発生が明らかであるため、日常巡視 に際しては、利用者の安全に留意する。			
		○	限上・北釜地区海岸	水管理・国土 供給局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。 また、農地として利用されている。 新たな堤防整備が必要。 砂浜の保全が必要。	7.20 (7.20)	7.20	-		●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮す る。	天端高TP+7.20mの堤防を整 備する	堤防 L=3958m	・自然環境の保全に配慮する。	・傾斜堤であり、前面の砂浜へのアクセスが考えられるた め、利用者の安全に配慮し、日常巡視や臨時点検に際し ては、特に構造物のクラックや破損と留意する。 ・日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の緊急後の臨時点検の他、5 年に一回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を 行う。			

現況：  
 ●特に配慮が必要  
 ○一般的な配慮が必要  
 防風対応： ●津波対策、○農家などの海岸保全対  
 策（入居守点後等）  
 景観対応： ◎  
 利用対応： □



整備箇所整理表【南部 3/5】

市町村名	ユニット	海保指定区	海保指定区名(市町村名を併記)	管理署名	1.海岸の特性	2.防風水櫃			3.海岸で特に必要な観点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法		
						堤防(堤防)高さ(堤防)	防潮堤(防潮堤)高さ(防潮堤)	防潮堤(防潮堤)高さ(防潮堤)	防風	防波	防潮						遊歩	利用
岩沼市	仙太郎海岸	〇	相の聖地区海岸	水管理・国土保全局(宮城県)	背後に、民家及び道路がある。また、農地として利用されている。新たな堤防整備が必要。砂浜の保全が必要。	7.20(7.20)	7.20	突堤 養浜	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○農食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防を整備する。 突堤を整備する。 養浜を実施する。	L=5.077m 突堤 N=4基 養浜 V=1,600,000m <sup>3</sup>	・自然環境の保全に配慮する。	・日高遊歩、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・土砂の堆積による砂浜の減少を防止する。 ・高潮高の大きい海岸であるため、臨時点検に際しては構造物の破損に留意する。					
					背後に、民家及び道路がある。また、農地として利用されている。新たな堤防整備が必要。砂浜の保全が必要。	7.20(7.20)	7.20	突堤 養浜	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○農食に対する安全性を確保するための整備を行う。 ◎自然公園等であるため自然環境及び景観に配慮する。	天端高TP+7.20mの堤防を整備する。 突堤を整備する。 養浜を実施する。	L=4.025m 突堤 N=1基 養浜 V=300,000m <sup>3</sup>	・自然環境の保全に配慮する。	・日高遊歩、台風や地震等の発生後の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・土砂の堆積による砂浜の減少を防止する。 ・高潮高の大きい海岸であるため、臨時点検に際しては構造物の破損に留意する。					

環境: ●津波対策、○農食などの海岸保全対策  
 防風対策: ●津波対策、○農食などの海岸保全対策  
 遊歩: ●特一に配慮が必要、○一般的に配慮が必要  
 利用: ●特一に配慮が必要、○一般的に配慮が必要